

「古紙リサイクル適性ランク」の印刷物への表示について

印刷物を作成する際は、外注、庁内印刷いずれの場合も、リサイクル適性ランクを表示してください。

※対象となる印刷物は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレットなどです。

※印刷物の裏面等にリサイクル適性を表すAからDまでの識別表示と文言を入れてください。

<「識別記号」及び「文言」の表示例>

Aランク資材のみ使用の場合

[識別記号]： リサイクル適性 (A) (アルファベット大文字のAを二重丸で囲む)

[文言]：本冊子は、グリーン購入法に基づく令和〇年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断の基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

[文言を入れるスペースが少ない場合]

本冊子は、印刷用の紙へリサイクルできます。

AとBランク資材を使用している場合またはBランク資材のみ使用の場合

[識別記号]： リサイクル適性 (B) (アルファベット大文字のBを一重丸で囲む)

[文言]：本冊子は、グリーン購入法に基づく令和〇年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断の基準を満たす紙を使用し、かつ、板紙へのリサイクルに適した材料〔Bランク〕で作製しています。

[文言を入れるスペースが少ない場合]

本冊子は、板紙へリサイクルできます。

資材の一部にCまたはDランクを使用する場合(例：表紙がCまたはDランクの場合)

[識別記号]：なし

文言のみを記載してください。

[文言]：本冊子はリサイクルに適さない資材を使用しています。

表紙にリサイクルに適さない資材を使用しているため古紙回収に出す場合には、取り除いてください。

※ 二重下線部は、表紙、付録、綴じ込み等、該当箇所を表現する。

●一重下線部は、適宜、印刷物・パンフレット等に置き換えてください。